

総務委員会会議録

1 日時 平成30年 6月27日(水)

2 場所 第3委員会室

3 開会 午後0時58分

4 閉会 午後1時33分

5 出席者 委員長 二村 禮一 副委員長 寺田 幸弘
委員 鈴木 正治 委員 草賀 章吉
委員 山本 行男 委員 鈴木 久裕
委員 富田 まゆみ

当局側出席者 市長、総務部長、企画政策部長、市民協働部長、
危機管理部長、消防長、南部行政事務局長、
会計管理者、議会事務局長、所管課長
事務局出席者 議事調査係 鈴木

6 審査事項

- ・議案第57号 平成30年度掛川市一般会計補正予算(第1号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第2款 総務費
- ・議案第59号 掛川市税条例等の一部改正について
- ・議案第60号 掛川市都市計画税条例の一部改正について
- ・議案第61号 さんり一な天井落下防止工事請負契約の締結について
- ・閉会中継続調査の申し出事項 10項目で了承

7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成30年 6月27日

市議会議長 鈴木 正 治 様

総務委員長 二 村 禮 一

7 会議の概要

平成30年6月27日（水）午後0時58分から、第3委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局（市長）あいさつ

3) 付託案件審査 [13:00 ~ 13:31]

①議案第57号 平成30年度掛川市一般会計補正予算（第1号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第2款 総務費

歳入：第18款 繰入金

[財政課、説明 13:00 ~ 13:01]

[質 疑 な し]

歳入：第20款 諸収入

歳出：第2款 総務費

[生涯学習協働推進課、説明 13:02 ~ 13:03]

[質 疑 13:03 ~ 13:06]

○二村禮一委員長
質疑をお願いします。

○草賀章吉委員
1区が不採択となったが、その理由は。

●道田生涯学習協働推進課長
不採択となった事業は、鳥居町区の祭典の関係である。内容は、屋台の彫や踊りで使う道具等の申請だった。不採択内容は県に確認したが、明確な回答は無かったが、予算の関係と、屋台装飾の整備について、考慮されたと思う。

○鈴木正治委員
宝くじの売り上げが平成17年当時の半分程度に減っているようだが、それも影響しているのか。

●道田生涯学習協働推進課長
理由には、予算の関係もあるので、その辺の影響も少なからずあると思う。

○草賀章吉委員
神明町と紅葉台は両方とも、祭りの関係なのか、それとも公民館の関係なのか。

●道田生涯学習協働推進課長
紅葉台は公民館である。

○二村禮一委員長

以上で質疑を終了する。

[討 議 なし]

[討 論 なし]

[採 決]

議案第57号 平成30年度掛川市一般会計補正予算（第1号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第2款 総務費

全会一致にて原案とおり可決

[13:08 ~ 13:22]

②議案第59号 掛川市税条例等の一部改正について

[市税課、説明 13:08 ~ 13:20]

[質 疑 13:20 ~ 13:22]

○二村禮一委員長
質疑をお願いします。

○鈴木久裕委員
説明資料2頁の地方税の電子化について、電子申告が義務化されたときに、市の方でも電子申告の受け入れ体制を新たに整備する必要があるのか。

●村木市税課長
現在、電子申告については実施しているため、新たに整備する必要はない。

○二村禮一委員長
以上で質疑を終了する。

[討 議 なし]

[討 論 なし]

[採 決]

議案第59号 掛川市税条例等の一部改正について

全会一致にて原案とおり可決

[13:22 ~ 13:25]

③議案第60号 掛川市都市計画税条例の一部改正について

[資産税課、説明 13:23 ~ 13:24]

[質 疑 なし]

○二村禮一委員長
以上で質疑を終了する。

[討 議 なし]

[討 論 なし]

[採 決]

議案第60号 掛川市都市計画税条例の一部改正については

全会一致にて原案とおり可決

[13:25 ~ 13:31]

④議案第61号 さんりーな天井落下防止工事請負契約の締結について

[管財課、説明 13:26 ~ 13:28]

[質 疑 13:28 ~ 13:30]

○二村禮一委員長
質疑をお願いします。

○山本行男委員
契約が締結されたが、工事が始まると使用に制限が出るのか。

●村上管財課長
施設の運営について、最も影響のある時期と期間をスポーツ振興課と指定管理者が調整をしている。アリーナは、30年10月16日から2月13日までの121日間、武道場は、7月17日から10月12日までの88日間、エントランスは、仮設道路を作り通行は可能となるが、7月30日から10月1日まで77日間。プールは、12月4日から2月28日までの87日間が、それぞれ使用禁止となる。

○鈴木久裕委員
休業補償はどうなっているのか。

●村上管財課長
営業補償は予算取りをしている。スポーツ振興課が、実績で精算する予定である。

○鈴木久裕委員
金額はいつ出るのか。

●村上管財課長
工事終了後となる。

○二村禮一委員長
以上で質疑を終了する。

[討 論 なし]

[採 決]

議案第61号 さんりーな天井落下防止工事請負契約の締結については

全会一致にて原案とおり可決

4) 協議事項

閉会中継続調査申し出事項 10項目

閉会中継続調査申し出事項 10項目で了承

5) その他

6) 閉会 13 : 33